

# 定 款

社会福祉法人

東京都共同募金会

# 社会福祉法人 東京都共同募金会 定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、たすけあいの精神を基調とし、東京都における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために、共同募金事業を行うことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 共同募金に関する広報活動の実施と世論の醸成
- (2) 受配者の範囲及び配分予定額の決定
- (3) 募金目標額の決定
- (4) 募金及び配分の実施並びに寄附金の管理
- (5) 受配者に対する配分使途の監査
- (6) 受配者指定寄附金の受入れ及び審査
- (7) 中央共同募金会において議決した事項の実施
- (8) 社会福祉協議会との連絡
- (9) 民間社会福祉資金の総合的調整
- (10) その他本会の目的達成のため必要な事業

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人東京都共同募金会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都新宿区大久保三丁目10番1号に置く。

## 第2章 役員及び職員

### (役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名
- (2) 監事 3名

- 2 この法人には、会長1名、副会長5名を置き、理事の互選により選任する。
- 3 会長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち3名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。
- 5 理事のうち1名を常務理事とし、会長が指名する。
- 6 常務理事は、会長の命を受けてこの法人の常務を処理する。

#### (役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 会長、副会長及び常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。
- 4 公職にある者又は団体の代表の故をもって役員となった者の任期は、その在職期間とする。ただし、その在職期間が2年を超える場合は、第1項の規定により改選する。

#### (役員選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

#### (役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

#### (会長の職務の代理)

- 第10条 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長が、順次に会長の職務を代理する。
- 2 会長、副会長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事がその職務を代理する。
  - 3 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の副会長が会長の職務を代理する。

#### (監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告を作成し、理事会、評議員会及び東京都知事に報告するものとする。
  - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

#### (職員)

- 第12条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 この法人に事務局長1名を置くほか、職員若干名を置く。
  - 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

### 第3章 顧問及び参与

#### (顧問)

- 第13条 本会に顧問若干名を置く。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、本会の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。

#### (参与)

- 第14条 本会に参与若干名を置く。
- 2 参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
  - 3 参与は、会長の要請により本会の業務に参加する。
  - 4 参与は、会長が必要と認めるときは、理事会に出席し意見を述べるができる。

(顧問及び参与の任期)

第15条 顧問及び参与の任期については、役員の任期に準ずる。

## 第4章 評議員及び評議員会並びに委員

(評議員会)

第16条 評議員会は、32名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第17条 評議員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
  - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (3) 募金及び配分に関する事項
  - (4) 定款の変更
  - (5) 合併
  - (6) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
  - (7) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
  - (8) 配分委員の選任
  - (9) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第18条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第19条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第20条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 公職にある者又は団体の代表の故をもって評議員となった者の任期は、その在職期間とする。ただし、その在職期間が2年を超える場合は、第1項の規定により改選する。

(委員)

第21条 この法人に委員を置く。

2 委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 委員は、評議員会に出席し、この法人の業務について会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

## 第5章 配分委員会

(配分委員会)

第22条 この法人に、社会福祉法第115条に規定する配分委員会を置く。

(配分委員の定数)

第23条 配分委員会の委員は、15名とする。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(配分委員の選任)

第24条 配分委員会の委員は、民意を公正に代表するものとし、理事会及び評議員会の同意を得て、会長が委嘱する。

(配分委員の任期)

第25条 配分委員の任期は2年とする。ただし、補欠の配分委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

2 配分委員は、再任することができる。

(その他)

第26条 関係法令及び定款に定めるもののほか、配分委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の財産をもって構成する。

現金 700万円

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第28条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第29条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第30条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第31条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第32条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 解散及び合併

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第38条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。



## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

- 第39条 この定款の変更をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、東京都知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項を除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第40条 この法人の公告は、社会福祉法人東京都共同募金会及び東京都共同募金会地区協力会の掲示場に掲示して行う。

(東京都共同募金会地区協力会)

- 第41条 この法人は、区、区の支所、島嶼で東京都の支庁が管轄する地域及び市町村の区域毎に、もしくは特別な協力団体により東京都共同募金会地区協力会を設置する。
- 2 東京都共同募金会地区協力会に関する規程は、別に定める。

(施行細則)

- 第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の会長、副会長、専務理事、常務理事、理事、監事は、次のとおりとする。ただし、この定款第2章に定める役員が就任するまでとし、その任期は1年とする。

会 長 (理事)	藤山愛一郎
副会長 (理事)	守随彦太郎
〃 (理事)	益池 清助
〃 (理事)	栗本 俊道
〃 (理事)	守屋 東
専務理事	室田 寅雄
常務理事	山崎 敬三
理 事	中村 元督
〃	田中 覚造
〃	藤岡 清則
〃	村瀬 清

”	南川 章次
”	水 沢 正
”	助川捨次郎
”	小林吉之助
監 事	石井鐵太郎
”	難波 勝二
”	宮下知一郎

—経緯—

昭和27年	5月21日	東社第383号厚生大臣認可
昭和28年	5月30日	第3条 資産の総額ほか変更
昭和29年	7月24日	第3条 資産の総額変更
昭和30年	9月7日	第3条 資産の総額変更
昭和31年	10月3日	第3条 資産の総額変更
昭和32年	11月5日	第3条 資産の総額変更
昭和36年	11月15日	第3条 全文削除ほか変更
昭和40年	7月8日	役員の数変更ほか社会福祉法人定款準則 の改正による一部変更
平成2年	3月20日	社会福祉法人定款準則の改正に伴う変更
平成7年	3月16日	社会福祉法人定款準則の改正に伴う変更
平成10年	8月6日	社会福祉法人定款準則の改正に伴う変更
平成14年	8月7日	社会福祉法人定款準則の改正に伴う変更
平成17年	7月15日	第3章 顧問及び参与追加、 第41条 東京都共同募金会地区協力会一部変更
平成18年	6月29日	社会福祉法人定款準則の改正に伴う変更
平成20年	2月1日	事務所所在地の変更
平成25年	7月15日	役員等の定数変更並びに社会福祉法人定款準則に則した変更